

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、図書館を担当する推進責任者（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、図書館委員会において、図書館に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、図書館の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 学術情報（資料）の整備状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 図書館の施設・設備の整備状況
- (4) 図書館に対する満足度の状況
- (5) 上記のほか、図書館委員会が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、全学的に実施する学生調査を活用するほか、必要に応じて関係者から図書館に関する意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること。
- (2) 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。
- (3) 図書館が一般市民に効果的に利用されていること。

7 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告す

- る。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この方針は、2023 年 4 月 1 日より施行する。